

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

雇用保険手続きの際にはマイナンバーの届出が必要です

マイナンバーの記載が必要な以下届出等について、**平成30年5月以降、マイナンバーの記載がない場合には補正のため返戻される場合があります。**

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請
- ④ 育児休業給付支給申請
- ⑤ 介護休業給付支給申請

①②⑤の届出等の際には、届出等にマイナンバーの記載をお願いします。

③④の高年齢継続給付、育児休業給付の初回申請時には申請書にマイナンバーの記載をお願いします。

平成28年1月以降に初回申請を行った際にマイナンバーの届出を行っていない場合は、2回目以降の申請時等の機会を捉え、個人番号登録・変更届をあわせてお持ちください。

これらの届出等については、5月以降、必要なマイナンバーの記載がない場合には、補正のため届出等が返戻されます。

【ハローワークより】

無期転換ルールが本格的に開始しました

無期転換ルールは、同一の使用者との間で、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない契約(無期労働契約)に転換されることをいいます。有期契約労働者の無期化を図り、雇用を安定させる目的で、平成25年4月1日に改正労働契約法が施行されました。施行から5年が経過する**平成30年4月1日以降**、無期転換が本格的に開始となります。社内のルール等を整備する必要がありますので、あらためて、有期契約労働者を雇用されている場合はご注意ください。

有期契約労働者の実態を把握

対象となる方	雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が 通算5年を超える全ての方が対象 です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。
就労実態を把握	有期社員の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数(通算契約期間)、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。
社内規定の確認	会社の就業規則において、有期社員の定義が明確になっているか、正社員、有期社員の 労働条件等が就業規則、給与規定等においてどのように規定されているか確認 しましょう。

就業規則などの規定を整備

無期転換申込書の準備	無期転換の申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。
社内規定の改定	無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、 既存の就業規則を改定もしくは新規作成等 しましょう。無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員の就業規則の対象から除外しておく必要があります。 正社員の就業規則の見直しも併せて検討 しましょう。

⇒就業規則の見直しは、河本社労士事務所までお願いします。

【厚生労働省より】

助成金情報や法改正情報を**無料**で手に入れ

られるアプリはこちらから!

Androidの方

iPhoneの方

